

福島県中小企業等業務改善応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、賃上げに取り組む中小・小規模事業者（以下「補助事業者」という。）の生産性向上を図るため、補助事業者に対し、厚生労働省の令和8年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）（以下「国の助成金」という。）を活用した設備投資等に要する経費について、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で福島県中小企業等業務改善応援補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業等」とは、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱（令和8年4月22日付け厚生労働省発基0422第4号。以下「国交付要綱」という。）第2条に該当する事業者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 福島県内に事業所を有し、当該事業所において事業活動を行っている者であること。
- (2) パートナリシップ構築宣言の宣言企業であること。
- (3) 福島県税に未納がないこと。

(補助金の区分)

第4条 補助金は、次の区分により交付するものとする。

- (1) 設備投資等の生産性の向上の取組に対する補助
- (2) 社会保険労務士へ支払う報酬に対する補助

(要件、対象経費及び補助額)

第5条 補助金の要件、対象経費及び補助額は、前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ別表1及び別表2のとおりとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書兼請求書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を知事が指定する日までに知事に提出するものとする。

2 申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国の助成金の交付額確定及び支給決定通知書の写し（第4条第2号に掲げる区分のみについて申請する場合を除く。）
- (2) 国の助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書（及び事業実施結果報告）の写し（第4条第2号に掲げる区分のみについて申請する場合を除く。）

(3) 国の助成金の書類作成等を依頼したことで発生した社会保険労務士の報酬額（支出済のものに限る。）が確認できる領収書等の写し（第4条第2号に掲げる区分について申請する場合に限る。）

(4) 国の助成金の申請において、福島労働局に受理された申請書の控えの写し（第4条第2号に掲げる区分について申請する場合に限る。）

(5) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする事業者は、第1項の補助金の交付の申請をする場合において、交付を受けようとする補助額を算出するときは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる額と当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額しなければならない。ただし、補助金の交付を申請する際に消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 知事は、申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、速やかに福島県中小企業等業務改善応援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

2 知事は、前項の通知をする場合において、次の条件を付するものとする。

(1) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(2) 必要に応じ、帳簿その他の関係書類の検査又は関係者への質問をすることができる。

（申請を取り下げることができる期日）

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（交付の請求及び補助金の交付）

第9条 知事は、第7条の規定により交付の決定を通知したときは、交付決定日に申請者から交付の請求があったものとみなし、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第10条 知事は、補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第11条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合には、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第12条 補助事業者は、第11条の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える設備（以下「処分制限財産」という。）を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者が規則第6条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、処分制限財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書（様式第4号）により記帳整理し、処分制限期間内は、備え置かなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項の規定により処分制限財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

い。

5 知事は、処分制限財産の処分により補助事業者に収入があったと認めるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を県に返還させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月14日から施行する。

この要綱は、令和8年8月31日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

設備投資等の生産性の向上の取組に対する補助

1 要件	2 対象経費	3 補助額	
令和 8 年 9 月 1 日以降に福島労働局に国の助成金の交付申請を行い、知事が指定する日までの間に国の助成金の確定通知を受けていること	国交付要綱第 4 条の規定による国の助成金の対象経費（支出済みのもの）	国の助成金の助成率が 5 分の 4 の場合	国交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定により交付額として確定の通知を受けた国の助成金の額（その額が取消又は減額された場合はその変更後の額。以下「国助成額」という。）に、1 6 分の 3 を乗じて得た額（算出された額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）。
		国の助成金の助成率が 4 分の 3 の場合	国助成額に、4 分の 1 を乗じて得た額（算出された額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）。

別表 2（第 5 条関係）

社会保険労務士へ支払う報酬に対する補助

1 要件	2 対象経費	3 補助額
令和 8 年 9 月 1 日以降に福島労働局に国の助成金の交付申請を行い、知事が指定する日までの間に受理されていること	国の助成金の書類作成等を依頼したことで発生した社会保険労務士の報酬（支出済みのもの）	2 の対象経費に 4 分の 3 を乗じて得た額（算出された額に千円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。）。ただし、上限は 1 0 万円とする。